

## 令和5年度 事業計画書

生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者・消費者の利益に資することを目的に令和5年度事業を次のとおり実施する。

### 1 生活衛生関係相談指導等事業

#### (1) 相談室運営事業（経営指導員3名を配置して行う窓口相談業務）

- ① 生衛業者からの営業に関する各種相談（経営、衛生、融資、税務、労務管理等）に対する相談指導を行う。
- ② 日本政策金融公庫の融資制度に係る相談指導を行う。  
（「一般貸付」融資に係る推薦事務を含む。）
- ③ 消費者等の苦情処理及び苦情に関する営業者又は同業組合への指導を行う。

#### (2) 税務相談等事業

専門性の高い税務関係について、生活衛生営業に関する様々な税務相談に応じるため、税理士による相談会を実施する。

（諫早地区で開催予定）

#### (3) 地区生衛業相談事業（地区移動相談業務）

県内主要地区において移動相談所を設置し、経営指導員による経営、衛生、融資、税務、労務管理等に関する相談指導を行う。

（佐世保、島原、諫早、上五島、壱岐の5地区で開催予定）

#### (4) 相談室顧問設置事業

弁護士及び中小企業診断士を相談指導顧問として委嘱し、専門的観点から相談指導に適宜対応できるようにする。

(5) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

(生衛業経営改善事業、特相員育成研修会)

- ① 経営に関する相談指導を行う経営特別相談員の巡回指導等に必要な行動費の助成支援を行う。
- ② 経営特別相談員を対象に、公庫融資に必要な知識や税制改正に関することなど業務上必要な知識の充実と資質の向上を図るため、税理士や中小企業診断士等の講師陣による研修会を開催する。

(長崎地区及び佐世保地区で開催予定)

(6) 分野調整等指導事業

大企業等の進出による規模の異なる生衛業者との紛争等について、紛争解決に必要な情報の収集、相談指導を行うとともに、紛争の調整を図るための事案が発生した場合は分野調整事業協議会を開催する。

(7) 生衛業情報化整備事業

- ① 生衛業に関する情報を収集し、営業者に対する経営相談や指導業務に活用するとともに、その関連情報を営業者や生衛組合に発信する。
- ② ホームページを活用し、メールでの相談受付・指導や各種相談会、研修会開催の案内など県民への情報提供を促進する。
- ③ 生衛業情報ネットワークシステムの「生衛業経営相談システム」機能を活用し、経営・財務等の分析、診断を行う。

(8) 後継者育成支援事業

- ① 生衛組合が若年層の生衛業に対する職業観の意識向上・就業促進を目的として次のとおり体験学習にかかる事業を実施する。

ア 高校生等を対象とした業務体験学習（出前学習）について、実施費用助成等の支援。

イ 中学生を対象とした職場体験に係る情報提供（平成24年度から実施）の継続、拡大。

ウ 高校生を対象としたジュニアインターンシップ（職場体験事業）を実施する高校への情報提供。

- ② 生衛組合員を対象に後継者育成アンケート調査を実施して、後継者不足の問題点を具体的に抽出し、今後の事業の取組に反映させる。
- ③ 本事業の具体的な計画の策定及び評価を行うため、「後継者育成支援協議会」を開催する。

#### (9) 健康・福祉対策推進事業

住民生活に密着した生衛業の特徴を活かし、感染症対策等衛生水準の向上を図るとともに、地域福祉の増進を推進するため、各業種ごとに関係組合と連携し、以下の事業を実施する。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など衛生水準の向上を図るための講習会・研修会、検討会、普及啓発活動
- ② 健康増進のための講習会・研修会、啓発活動
- ③ 地域福祉の増進や高齢者・障害者・児童福祉対策等の推進のための各種活動

### 3 調査業務等受託事業

#### (1) 生活衛生関係営業経営状況調査 (四半期毎に年4回の調査・8月に年1回の特別調査)

県内における生衛業者(70企業を選定)を対象に月次の経営状況調査を実施する。

(調査結果は個々の生衛業者における経営判断や生衛業に対する今後の国の施策の判断材料として活用される。)

#### (2) 生活衛生関係営業景気動向等調査 (四半期毎に年4回の調査)

県内における生衛業者(70企業を選定)を対象に、生衛業の景況感や設備投資動向等についてのアンケート調査を実施する。

(調査結果は資金需要予測に活用され、生衛業者への政策融資に活かされる)

#### (3) 生衛業受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策の推進のための広報・周知及び生衛業受動喫煙防止対策事業助成金にかかる相談・指導等を実施する。

#### 4 標準営業約款登録事業

厚生労働大臣が指定する業種（理容業・美容業・クリーニング業・めん類飲食業及び一般飲食業の5業種）の営業店に対し、関係の生衛組合と連携して、当該営業者に対する標準営業約款の登録勸奨を行うとともに登録業務を行う（年2回、8月・2月）。

また、「標準営業約款普及登録促進月間」（毎年11月）にポスター・チラシの配布並びに新聞等広告を掲載し、消費者及び登録店利用の啓発に努める。

#### 5 クリーニング研修等事業

クリーニング師の資質の向上並びに業務従事者の知識の修得及び技能の向上を図るためクリーニング業法に基づく法定研修・講習を実施する。

##### 研修・講習の実施

- ・クリーニング師研修会（長崎会場、佐世保会場）
- ・クリーニング師2型研修（通信制）
- ・クリーニング業務従事者2型講習（通信制）

#### 6 衛生水準確保・向上事業（立替事業）

生衛業における衛生水準の確保・向上を効果的に進めるため、生衛組合と連携し、講習・研修の開催、指導・啓発活動、組合組織の基盤強化を推進する。

- ・衛生水準確保・向上推進会議（2回）
- ・新規営業許可届出施設等の情報入手及びその情報を活用した各組合による加入促進活動
- ・生活衛生同業組合活動推進月間
- ・行政に対する要望活動

#### 7 経営支援緊急対策事業（立替事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、厳しい状況におかれている生衛業を支援するため、専門家（中小企業診断士等）と連携し、国・県等の補助金・支援金の申請サポート等の個別相談支援事業を実施する。